

## LPガス(プロパンガス)販売事業者の皆様へ

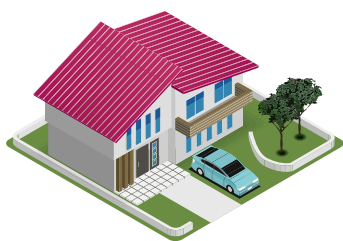
千葉県内の一般消費者等の負担を軽減するため  
LPガス販売事業者を通じて

**利用料金の値引き支援**を行います。

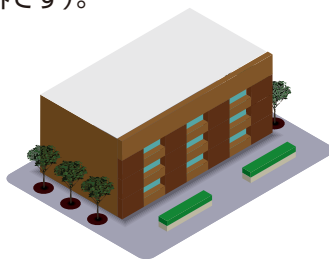
支援の対象に  
なる方

### 千葉県内でLPガスを使用する一般消費者等

※一般消費者等とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第2項に規定する一般消費者等をいいます（契約者が公共機関の場合は対象外です）。



●個別供給のお客様



●集団供給のお客様



●コミュニティーガス団地のお客様

支 援 額

1 契約あたり 1,200 円 / 月(税抜)(上限)

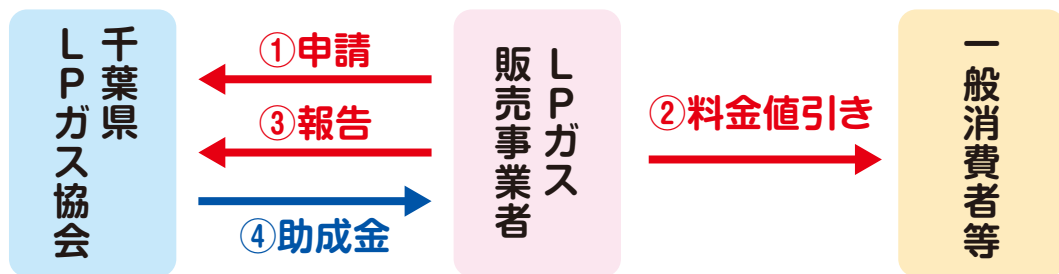
支 援 対 象 月

令和6年3月又は4月又は5月検針分のうち、いずれか1ヶ月  
※実施月が選択可能です

申 請 期 間

令和6年2月9日(金)～3月11日(月)まで[必着]

支 援 の 流 れ



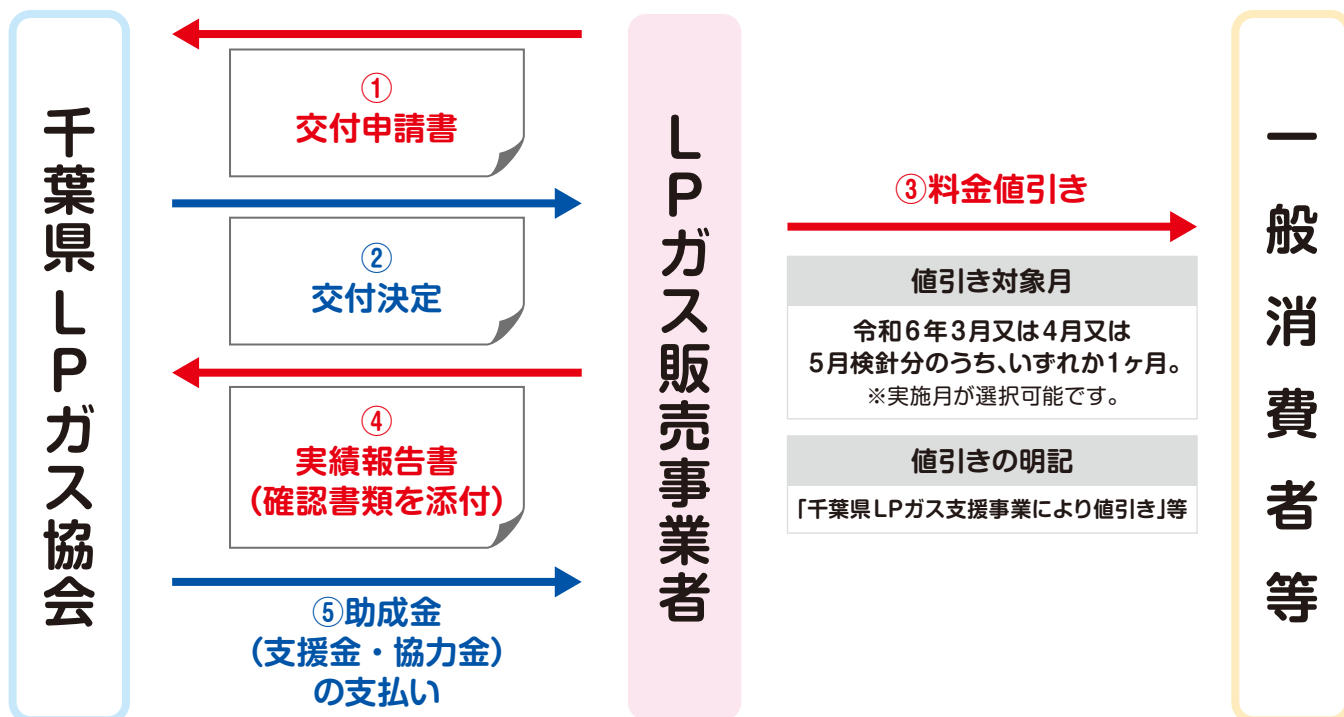
協 力 金

この事業にご協力いただいた販売事業者の方々には、協力金をお支払いします。

定額 **30,000円** + 一般消費者等数 × **20円**



# 1 手続きの流れ



# 2 ご注意ください

- 千葉県外に販売事業所がある販売事業者におかれましても、千葉県内に供給している場合は、支援の対象となります。
- 販売事業者の方々におかれましては、必ず**料金値引きを行う前に交付申請書を提出し**、交付決定を受けてください。
- 審査に時間を要するため、交付申請書は早めにご提出ください。
- 申請にあたっては、交付要領や手引きをご確認ください。

# 3 お問い合わせ先・提出先

公益社団法人千葉県LPガス協会  
千葉県支援事業部

千葉市中央区中央港1丁目13番1号

専用電話 043-306-2360

E-mail [chibalpg@chiba-shien.com](mailto:chibalpg@chiba-shien.com)



チーバくん

ご協力の程  
よろしくお願いいたします